

# 播磨町



# 子育て支援センター

- ▼南部子育て支援センター  
〒079(437) 4188
- ▼北部子育て支援センター  
〒078(944) 0717
- ▼福祉グループ  
〒079(435) 2362



## 南部子育て支援センター

### 子育て講座

「薬剤師による、おくすりのはなし」

お薬のことで、疑問や困ったことはありませんか？薬剤師がお薬について、わかりやすくお話しします。

▼日時 11月25日(水)  
午前10時～11時30分

▼場所 南部コミセン

▼講師 ママサポート薬剤師  
(播磨薬剤師会)

▼対象 就園前の子どもの保護者

▼定員 先着20人

### 【託児について】

この講座は母子分離で受講してください。託児を希望される方は申し出てください。

(先着15人)

▼申込み・問合せ 11月2日

(月)午前9時から南部子育て支援センターで受け付けます

南部子育て支援センター  
〒079(437) 4188

## 北部子育て支援センター

### 子育て講座

「ベビーマッサージ」

ホホバオイルを使ったベビーマッサージです。ママの温かい手のぬくもりと優しい声で赤ちゃんの心と体をリラックサさせてあげながら、お母さんもゆったりとした時間を過ごしませんか。

▼日時 11月21日(土)  
午前10時～11時

▼場所 北部子育て支援センター

▼講師 滝川美紀

▼定員 先着15組

▼対象 平成27年4～7月生まれの乳児(フレパ・プレママの参加も可です)

▼費用 オイル代200円

▼持ち物 バスタオル、水分補給のできる飲み物

▼申込み・問合せ 11月4日

(水)午前9時より受け付けます。費用を添えて申し込んでください

※南部子育て支援センターでは、1月に開催する予定です。

※参加するのは、北部か南部いずれか1回でお願いします。

北部子育て支援センター  
〒078(944) 0717

## 子育て支援センター「わくわく ニコニコ」の予定

0歳児の集まり「よちよち」、1歳児の集まり「ぐんぐん」、2歳児の集まり「のびのび」に参加してお友達と交流しながら、親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

	南部 子育て支援センター	北部 子育て支援センター
<b>すやすや(0歳児)</b> 平成27年4月2日～	▶日時 11月4日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	▶日時 11月11日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要
<b>よちよち(0歳児)</b> 平成26年4月2日～ 平成27年4月1日生	季節の飾りをつくろう ▶日時 11月12日(木) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	保育園のお友だちと遊ぼう ▶日時 11月27日(金) 10:00～11:00 ▶定員 20組 ▶申込み 11月2日(月) 午前9時から電話または直接受け付けます
<b>ぐんぐん(1歳児)</b> 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生	季節の飾りをつくろう ▶日時 11月17日(火) 10:00～11:00 ▶申込み 不要	幼稚園のお友だちと遊ぼう ▶日時 11月16日(月) 10:00～11:00 ▶定員 30組 ▶申込み 11月2日(月) 午前9時から電話または直接受け付けます
<b>のびのび(2歳児)</b> 平成24年4月2日～ 平成25年4月1日生		

- ▶持ち物 名札、水分補給用の水筒、汗ふき用タオル、手ふき用タオル
- ▶対象 町内在住の方  
※動きやすい服装でおこしください。  
※たくさんの方に参加して頂きたいので、どちらか一方の支援センターに参加してください。  
※駐車場が少ないので、徒歩・自転車でお越しください。  
※詳しくはそれぞれの支援センターにお問い合わせください。

## 年金

### 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435) 2581  
加古川年金事務所 ☎079(427) 4743

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは平成27年1月から12月までに納付した保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料もあわせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成27年中に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬または翌年2月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

### 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付時期

- 11月上旬に送付される場合  
本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額を記載した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。
- 2月上旬に送付される場合  
年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

## 年金

### いい 11月30日は「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、加古川年金事務所にお問い合わせください。

▶問合せ 加古川年金事務所  
☎079(427) 4743

## おおきく な～れ



子育て支援センター

叱る・ほめる原点は、子どもに、親の気持ちを伝えること

子育ての中で、イライラしている日は、何でもない事で、怒鳴ったり、ひどいことを言ったりして怒ってしまいがちです。

気をつけたいといけないことは、「怒ること」「叱ること」は違うということ。怒るのは、たいていお母さん自身の満足感や達成感を得るためと、世間から評価されたいからです。叱るのは、子どもの成長を願って、子どものために叱ります。

ほめるとは、子どものがんばりや成長を見つけて、心の底からその喜びを伝えていくことです。

まだ、子どもが自己コントロールをできない時期は、危険なことをしたり、友達

を傷つけることがあります。本能的にだめなことをした時は、毅然とした態度で、子どもの心にきちんと響くように叱ることも必要です。ちょっとしたイタズラをしたり、駄々をこねたりする時は、優しく諭し、お母さんの気持ちを伝えることが大切です。このような経験を繰り返すうちに、子どもは、やっつけごとと、悪いこととの区別がつくようになるからです。

子どもが成長していく過程では、やってはいけないことは「いけない」と教えてもらうこと、頑張ったときは、ほめてもらうこと。この両方が必要です。

普段は優しく諭し、いざという時にきちんと叱ってくれる親の生きる姿勢を見て育った子どもは、穏やかな人間関係を築くことができるのではないのでしょうか。

